

# 濃厚接触者の方に必ずご確認ください

以下はコロナウイルス感染症と診断された方（以下、診断された方）の濃厚接触者の方に必ずご確認くださいの内容です。  
感染拡大防止のため、下記についてご協力をお願い致します。

## 1 健康観察について

- 健康観察期間は、診断された方との最終接触日の翌日から起算して14日間です。
- なお、診断された方と同居している方の最終接触日とは
  - ①「診断された方が自宅療養の場合は、診断された方の療養終了日」
  - ②「診断された方が入院・宿泊療養の場合は、診断された方が療養施設に移動した日」のどちらかになります。ご自身のパターンを確認して健康観察期間を確認してください。
- 裏面の表を参考に、毎日ご自身の健康チェックを行ってください。
- 健康観察期間終了日には原則として、区から連絡は致しません。体調に問題がなければ、健康観察と自宅待機は終了となります。
- 検査結果で陰性であっても、健康観察期間は変わりません。これは、ウイルスの潜伏期間が最長14日間であるためです。
- 健康観察期間中に発熱、咳、咽頭痛（のど痛）等の症状が現れたときには、横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンターにご連絡下さい。
- 万一、救急車を呼ぶ場合は、濃厚接触者であることを伝えてください。

## 2 自宅待機と自宅での生活について

- 健康観察期間内は、症状がなくても外出を控え、公共交通機関の利用は避けてください。  
同居者と長時間、近距離での会話は控え、マスクを着用してください。  
こまめな手洗い、換気を励行してください。タオルを共用することは避けて下さい。  
診断された方と共用する部分、トイレ、ドアノブ、レバー等はアルコール消毒を行ってください。
- 濃厚接触者の方がやむを得ず食料品・日用品の買い出しに行かれる場合、マスクを着用し、外出前後に手洗いをして速やかに行ってください。

### ■風邪のような症状がある場合の相談窓口

### ■新型コロナウイルスに関する相談窓口

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター

電話 045-550-5530（毎日24時間対応）

FAX 045-846-0500

### 【発行/問合せ】

横浜市西福祉保健センター

福祉保健課 健康づくり係

電話 045-320-8439

（平日8:45-17:15）